令和5年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録 【未校正】

実施年月日	令和5年11月24日
実 施 方 法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長(中村 修君) それでは、議案第54号から議案第65号【「議案第65号」を「議案第64号」に発言訂正】 までの11件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方自治法が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定を一括して改正するものであります。

議案第55号、取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、関東鉄道常総線のゆめみ野駅前にある自転車駐車場を、令和6年4月1日から市営の無料自転車駐車場として位置づけするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第56号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、人事院の勧告及び特別職の職員の給与に関する法律並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当の見直し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更等の所要の措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。また、この改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものであります。

議案第57号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令が改正され、新たな蓄電池設備への対応及び蓄電池設備のさらなる大容量化などへの対応、また、まきストーブなど固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直しを行うこととなったことから、本市においても当該省令基準に伴い同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第58号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第8号)についてであります。補 正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億2,033万4,000円を増額し、 予算総額を459億6,446万8,000円とするものであります。今回の補正予算の内容は、物 価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業であります。国は令和5年11月2日に、デフレ 完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を 行うため、1世帯当たり7万円の給付を行うこととしました。取手市においても早期の給付を開始するため、本事業の実施に要する経費を計上しております。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと考えております。詳細につきましては、御手元の議案書を御参照くださいますようお願い申し上げます。

議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第9号)についてであります。補 正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 10億3,281万4,000円を増額し、 予算総額を 469 億 9,728 万 2,000 円とするものであります。今回の補正予算の主な内容は、 大きく4点でございます。まず1点目は、扶助費の増額であります。対象者数や利用件数 の増加等に伴い、障害者自立支援給付費、生活保護費、障害児通所給付費といった扶助費 の増額を行うものであります。2点目は、民間福祉施設の施設整備に対する補助でありま す。市内に所在する特別養護老人ホームや民間保育所等が、それぞれICTを活用した設 備を整備するに当たり補助金を交付するものであります。 3 点目は、ふるさと取手応援寄 附金推進事業の増額であります。昨年度に引き続き市内事業者の返礼品が好評なことや、 今年度実施した推進策が効果を上げつつあることなどから、給付金収入の増額及びこれに 伴う事業費の増額を計上しております。4点目は、令和6年4月1日から開始する業務に ついて、事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為を設定するものであります。 第2表、債務負担行為補正におきまして、公用車リース料(令和5年度その3)など52 件を追加しております。また、第3表、地方債補正につきましては、歳出予算の減額に伴 い自転車駐車場整備事業債を廃止するものであります。詳細につきましては、御手元の議 案書を御参照くださいますようお願い申し上げます。

議案第61号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。本件につきましては、CADシステム使用料、土木積算システム使 用料及び保守点検委託料について、債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を増額【「増額」を「減額」に発言訂正】し、予算総額を112億4,794万3,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正内容につきましては、一般職人件費の減額となっております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリにおける国民健康保険税の収納業務を委託するため、債務負担行為を追加設定するものであります。

議案第63号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,259万7,000円を増額し、予算総額を35億7,574万6,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、一般会計繰出金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、医療給付費納付金返還金の増額を計上しています。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける後期高齢者医療保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第64号、令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,277万円を増額し、予算総額を92億9,401万3,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防・生活支援サービス事業費等の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、現在使用している公用車の契約満了によるリース契約を締結するもの及びコンビニエンスストアにおける介護保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

以上、11 件につきましてご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〇総務部長(鈴木文江君) 総務部、鈴木です。これより、令和5年第4回取手市議会定例会に提出させていただく議案の説明につきまして、それぞれの所管の部長から説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。説明に先立ちまして、先ほど市長からの提案理由の説明の中に、議案第54号から議案第65号までの11件と申し上げましたが、こちらは、議案第54号から議案第64号までの11件となります。訂正しておわび申し上げます。そしてもう1点、申し訳ありません。先ほどの市長の説明の中で、議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)におきまして、既定の歳入歳出予算総額から580万円を増額しますと申し上げました。こちらは、580万円を減額しますが正しくなります。こちらについても訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

では、総務部所管の各議案につきまして、私のほうから説明させていただきたいと思います。議案第54号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。地方自治法が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責につきまして規定する条項及び職員の賠償責任について規定する条項が、それぞれ移動が生じることに伴い、これらの条項を引用している取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の規定について、一括して改正するものです。

続きまして、議案第55号、取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、関東鉄道常総線のゆめみ野駅前にある自転車駐車場を、令和6年4月1日から市営の無料自転車駐車場として位置づけるための改正となります。これまで、ゆめみ野駅前の自転車駐車場につきましては、ゆめみ野駅開業後、暫定的に市道の一部に枠線を引き運用しておりましたが、このたび、自転車及び原動機付自転車につき駐車可能とする市営の無料自転車駐車場として、位置づけるものでございます。

続きまして、議案第56号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に

ついてです。本件につきましては、8月の人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、当市においても給料表の改定をはじめ、一般職・常勤特別職等の賞与の支給割合を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称の変更等の所要の措置を行うため、給与条例等の一部を改正するものです。この改正により、給料表の平均改定率は若年層に重点を置いて1.1%の増となり、大学卒の初任給は1万1,000円程度の引上げとなります。一般職の令和5年12月支給分の賞与は期末手当、勤勉手当それぞれ0.05月の増で、年間支給率は0.1月増の4.5月、再任用職員については、年間支給率が0.05月増の2.35月となります。そして、特別職及び任期付職員の期末手当につきましては0.1月増となり、年間支給率は3.4月となります。また、会計年度任用職員も令和6年度支給分より期末手当が正規職員に準じて0.05月の増となります。なお、改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものです。

以上、総務部所管になります。

○消防長(岡田直紀君) 消防本部の岡田です。議案第57号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。今回の一部改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、現行の蓄電池設備は、主に自動車用のバッテリーなどの鉛蓄電池を想定したものでしたが、近年増えているリチウムイオン蓄電池設備などの新たな蓄電池設備等の多様化に伴い、単位の変更や蓄電池容量の大容量化への対応及び蓄電池設備からの離隔距離を設けるなどの見直しがありました。また、炭火焼き器やまきストーブなどの固体燃料を使用した火気設備は固体燃料としての分類がなく、厨房設備・ストーブ等として分類されており、建築物等からの離隔距離が長く、離隔距離を確保することができずに設置を断念するケースがあるため、炭火焼き器の固定燃料の離隔距離が追加されました。まきストーブについては、総務省消防庁告示により、離隔距離が見直されました。これらの見直しを受けて、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

説明は、以上となります。

○建設部長(前野 拓君) 建設部の前野です。議案第 58 号、市道路線の認定につきまして、御説明いたします。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路、野々井地区 1 路線について、当該路線を取手市道として認定するため議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表、 2 ページの位置図並びに 3 ページの認定図を併せて御覧ください。路線名 1 - 1273 号線は、永山公民館の南側に位置する信号機のある交差点付近に接続する路線です。起点は野々井字中峠 1052 番 6、終点は野々井字中峠 1052 番 1、延長は 43.76 メートル、幅員は最大で 7 メートル、最小で 6 メートルです。

議案第58号、市道路線の認定についての説明は以上です。

○財政部長(田中英樹君) 財政部、田中です。議案第59号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第8号)につきまして、御説明いたします。御手元の議案書と併せまして、令和5年度一般会計12月補正予算(案)の概要をお配りしておりますので、御覧いただ

ければと思います。初めに、令和5年度一般会計12月補正予算(案)の概要の1ページを御覧ください。国は11月2日に、デフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、その中で低所得世帯に対して1世帯当たり7万円を給付する事業が盛り込まれました。本補正予算におきましては、この給付事業をできるだけ早期に開始する観点から、通常の補正予算とは個別の議案として編成したものでございます。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億2,033万4,000円を増額し、予算総額を459億6,446万8,000円とするものです。補正予算の詳しい内容につきましては、議案書に基づき担当部長から御説明いたします。

〇福祉部長(彦坂 哲君) 福祉部、彦坂です。議案第59号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第8号)について、内容の御説明を福祉部よりさせていただきます。5ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費です。物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業に関する経費、9億2,033万4,000円を計上しております。エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり7万円の給付金を給付するに当たり、その実施に必要な経費を計上するものです。非課税世帯1万3,000世帯を見込んでおります。支給対象世帯のうち、この夏に行いました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金3万円の受給世帯で、振込先口座が世帯主のものである世帯については、プッシュ型で年内支給をすべく事務に当たってまいります。それ以外の対象世帯に対しましては、1月に通知と申請書類を発送し、申請書の返送を受けて支給を行ってまいります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に9億2,032万2,000円、諸収入、雑入に1万2,000円を計上しております。以上となります。

○財政部長(田中英樹君) 以上が、議案第 59 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算 (第8号)の説明となります。

続きまして、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第9号)につきまして、御説明いたします。初めに、令和5年度一般会計12月補正予算案の概要の3ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく4点ございます。1点目に、自立支援給付費等の扶助費の増額。2点目に、民間福祉施設の設備整備に対する補助。3点目に、ふるさと取手応援寄附金推進事業の増額。そして4点目に、令和6年4月1日から開始する来年度の業務について、事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うもの。これらの4つの考え方に基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億3,281万4,000円を増額し、予算総額を469億9,728万2,000円とするものです。それでは、補正予算の内容につきまして、歳入・歳出、債務負担行為、地方債の順番で各担当部長より御説明いたします。また、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。なお、議員報酬、特別職人件費、一般職人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等によるもの及び年度末までに過不足の生じるおそれのある科目について、現員現給の調

整を行ったものですので説明は割愛させていただきます。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書の12ページを御覧ください。上段の18款、1項、寄附金のふるさと取手応援基金寄附金につきましては、今年の10月末の時点で既に6億円を超える寄附を頂いており、昨年度に引き続き市内事業者の返礼品が好評であることや、一部の返礼品の寄附募集額の見直しをはじめとして、今年度に入り実施している様々な推進策が効果を上げつつあることなどから、当初予算を上回る見込みとなっております。そのため、当初予算で12億円を見込んでおりましたところ、今回3億円を増額し、今年度の寄附金収入を約15億円とするものです。

中段の19款、繰入金、2項の基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として2億6,071万7,000円を増額しております。その下の公共施設整備基金繰入金は、こども発達センターとさくら荘の改修に合わせて320万円を充当するものです。その下のふるさと取手応援基金繰入金は、寄附金の増額に伴い、歳出では民間ポータルサイトへの業務委託料などの経費も増額になりますので、その財源として1億5,000万円を、また道路反射鏡の設置やスポーツ振興奨励のための助成金に127万5,000円を充当するため、合わせて1億5,127万5,000円を繰り入れるものです。

次に、下段の22款、1項、市債の自転車駐車場整備事業債は、歳出予算の減額に伴い、 財源として計上していた地方債を減額するものです。

続きまして、歳出でございます。議案書 15ページ中段を御覧ください。 2 款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費は、寄附金の増額に伴いまして、頂いた寄附金を基金へ積み立てるための積立金 3 億円及び返礼品代金を含むふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 1 億 5,000 万円、合計で 4 億 5,000 万円を増額するものです。その下の市有財産管理に要する経費は、市が所有する土地に生育している樹木に、病害虫カシノナガキクイムシによる被害が確認されたことから、樹木病害虫被害対応業務委託料 573 万円を計上しております。対象となる土地及び樹木は、野々井地先の医師会病院周辺ののり面に 7 本及び駒場一丁目地先の駒場団地自治会館に隣接する傾斜地に 8本、合計 15本となっております。なお財源として、森林環境譲与税基金 357 万円を充当するほか、野々井地先の土地は、一部に守谷市・利根町の所有地が含まれていることから、2市1町の協定に基づき費用の一部負担金を歳入に計上しております。守谷市・利根町からの負担金につきましては、議案書 12ページ下段の 21 款、諸収入、6項、雑入の樹木病害虫被害対応負担金 62 万 8,000 円となっております。

続きまして、議案書 17ページを御覧ください。 2 款、総務費、 2 項徴税費の市税過誤納付還付金は、主に固定資産税及び法人市民税において、過年度の税額変更に伴う還付が多く生じていることから、年度末までに不足が見込まれるため、700 万円を増額するものです。

財政部所管の説明は以上です。

〇総務部長(鈴木文江君) 総務部、鈴木です。総務部所管の補正予算について、説明させていただきます。まず補正予算書 14 ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、会計年度任用職員等に要する経費につきましてです。この予算は、各課で産前産後休暇や育児

休業を取得する職員が出た場合の代替職員の確保、障がい者雇用、その年度の正職員補充 や突発的な業務繁忙等に対応するための予算となります。若手職員の増加に伴い、今年度 は産前産後休暇や育児休業を取得している職員が多く、その代替職員の人件費が当初の見 込みより大幅に不足する状況です。これを踏まえ、予算積算時の執行額を基に補正額を算 出し、事業全体で773万8,000円の増額を行うものです。

続きまして、補正予算書 15 ページ、情報公開及び個人情報保護に要する経費、訴訟代理委託料についてです。本年 10 月 20 日に最高裁判所において上告が棄却され、取手市の勝訴として裁判が終了したことに伴い、訴訟代理人弁護士の成功報酬として 140 万 2,000 円増額補正するものです。この計算根拠は、本件裁判は、損害賠償請求額は 10 万円というものでしたが、その実質は情報公開条例に基づく非開示決定部分の理由付記の当・不当を争う極めて専門的なものであること、裁判の期間が約 4 年間と長期間にわたったこと、原審、控訴審及び上告審で、いずれも取手市が勝訴判決を取得していることを考慮し、弁護士報酬を算定する際の経済的利益が算定不能な場合として、経済的利益 800 万円と算定し、経済的利益を 800 万円とした場合の上限額である 127 万 4,000 円と消費税の合計 140 万 1,400 円を弁護士報酬の金額としたい旨の申出があったことから、協議調整の結果、計上するものです。

続きまして、補正予算書 16 ページ、交通安全の施設整備に要する経費、道路反射鏡設置工事についてです。市民から要望のあった交通危険箇所における道路反射鏡の設置工事費となります。今年度は例年より設置要望が多くなったことから、20 基分、108 万円を増額補正するものです。財源として基金繰入金を 75 万円充当しております。同じく 16 ページ、自転車駐車場の維持管理に要する経費、9月の補正予算で承認いただきました、ゆめみ野自転車駐車場整備工事負担金に関するものです。これまで、自転車駐車場整備予定地の所有者である関東鉄道株式会社から土地の無償貸与を受け、取手市が自転車駐車場の工事費を負担する形で関東鉄道株式会社と協議を進めてまいりましたが、関東鉄道株式会社から協議撤回の申入れがあり、関東鉄道株式会社自らが自転車駐車場を整備・運営する方針へ転換することとなったため、市として負担すべきであった整備工事負担金 621 万5,000 円が不要となったことから、減額補正するものです。財源として計上していた地方債 460 万円を減額します。

続きまして、補正予算書 18 ページ、2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳事務に要する経費です。国は令和6年度から、国外転出者のマイナンバーカード継続利用を予定しており、海外での利用を想定して、マイナンバーカードの氏名にローマ字表示ができるように、戸籍及び戸籍附票、住民基本台帳の各システムへ、振り仮名の機能を追加するための委託料として2,178万円。令和6年度以降に実施を予定している戸籍の振り仮名追記に伴う作業スペースを確保するため、使用開始から30年以上経過し交換する部品がない状況で、故障時の対応ができない老朽化した戸籍保管用耐火書庫の撤去をすることにしました。その耐火書庫内にある戸籍資料の移送、必要最小限の戸籍資料保管ができる新たな耐火書庫設置のため、委託料及び備品購入費として387万5,000円、合計で2,565万5,000円を増額するものです。なお、増額分のうち2,178万円は、歳

入として補正予算書 11 ページ、15 款、国庫支出金、2項、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金として、補助率 10 分の 10 に相当する金額を充当いたします。続きまして、補正予算書 18 ページ、個人番号事務に要する経費につきましては、令和4年7月から開始したマイナポイント付与によるマイナンバーカード交付申請の増加に伴い、窓口交付業務が増大したこと、マイナンバーカード保有者の増加により、住民異動手続時のマイナンバーカード事務処理が、年末から年度末にかけての繁忙期に増加が見込まれることによる人件費、またスマートフォン等を所持していない住民への健康保険証及び公金振込口座ひもづけの補助と、マイナンバーカード申請補助を行うためのタブレット端末設置に係る委託料として 137 万円を増額するものです。なお、増額分の 137 万円は、歳入として補正予算書 11 ページ、15 款、国庫支出金、2項、国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金として、補助率 10 分の 10 に相当する金額を充当いたします。

総務部所管は以上となります。

○健康増進部長(渡来真一君) 健康増進部、渡来です。健康増進部所管の歳入歳出について、ご説明申し上げます。それではまず、歳入のみの補正について御説明をさせていただきます。補正予算書 12 ページを御覧ください。19 款、繰入金、1 項、特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金 3,925 万 2,000 円を増額するものです。これは令和4年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより、茨城県後期高齢者医療広域連合より返還された負担金を一般会計に繰り入れるものです。

続きまして、歳出の御説明をいたします。補正予算書 20 ページを御覧ください。 3 款、 民生費、1項、社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金 580 万円を減額するもので す。これは給与改定及び現員現給の調整に伴う減額となります。

続いて、補正予算書 22 ページから 23 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計 繰出金 685 万 5,000 円を減額するものです。これは、給与改定及び現員現給の調整と、令 和 5 年度分の茨城県後期高齢者医療広域連合市町村共通経費負担金の確定に伴う減額とな ります。

続いて、補正予算書23ページを御覧ください。医療福祉費助成に要する経費についてになります。これは、令和4年度の医療福祉事業に関して、県負担分の医療福祉費が確定したことにより追加交付があるため、財源充当の変更を行うものになります。あわせまして、歳入に関しましては、補正予算書11ページを御覧ください。16款、県支出金、2項、県補助金、医療福祉医療費(過年度分)639万円を計上しております。

以上、健康増進部所管の補正予算となります。

〇福祉部長(彦坂 哲君) 福祉部、彦坂です。続きまして、福祉部所管分について、主な内容をご説明申し上げます。21 ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費です。重度障害者紙おむつ支給に要する経費は、燃料価格・物価の高騰の影響により紙おむつの価格も高騰し、令和4年度の商品1つ当たりの価格と比較し、令和5年度は550円高い価格となりました。また利用者も増加していることから、扶助費33万4,000円を増額しております。

続きまして、介護給付費等に関する経費は、取手市内及び近隣市において新たに障がい

福祉サービスのうち共同生活援助、生活介護の事業所が開設されたことなどから利用件数が増えたことにより、扶助費で1億4,400万円、審査支払手数料で14万1,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の7,200万円、県負担金4分の1の3,600万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、自立支援医療に関する経費は、更生医療給付の利用において、生活保護受給者の新規利用が増加したことにより、扶助費で620万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の310万円、県負担金4分の1の155万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、地域生活支援事業に関する経費は、訪問入浴サービスの利用者が増加したことにより、扶助費で84万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金24万3,000円、県補助金11万7,000円をそれぞれ増額しております。

次に、22ページを御覧ください。さくら荘管理運営に関する経費は、老人福祉センターさくら荘の入浴設備の一部であるジェットポンプに不具合が発生したため、ジェットポンプ改修工事88万円を計上しております。

続きまして、老人ホーム入所措置に要する経費は、年度途中に高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のために施設へ措置入所する件数が増えたため、老人保護措置費 21 万3,000 円を増額しております。

続きまして、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い、4,424万3,000円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。

続きまして、介護保険施設整備に関する経費は、社会福祉法人心和会、特別養護老人ホームめぐみの杜への補助金で、介護ロボット・ICT機器の導入に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金3,369万8,000円を計上いたしました。この歳出増に伴う歳入として、県補助金3,369万8,000円を計上しております。実質の補助率は、国が3分の2、県が3分の1となります。

次に、23ページを御覧ください。2項、児童福祉費、こども発達センター管理運営に要する経費は、取手市立こども発達センターの指導室4部屋とプレイルーム1部屋において、床材のカーペット本体の劣化と接着部の剥離により、児童がつまずくなど安全確保が困難になっており緊急性があることから、クッション性の高いカーペットを張り替える床改修工事を行うため、工事請負費268万4,000円を計上するものです。この歳出に伴う財源として、公共施設整備基金241万円を充当しております。

次に、24ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費は、障害児通所給付費において児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する事業者数が増加し、利用者も増えたことにより、扶助費で4,480万円、審査支払手数料で5万7,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の2,240万円、県負担金4分の1の1,120万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園運営に関する経費は、保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等にかかわるICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するもので、実施

園3園に対する補助金として、213万円を計上しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金156万円を増額しております。

続きまして、民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費の民間保育園等食材料費補助金 224 万 4,000 円を増額するものです。

次ページの物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費の賄材料費 69 万 3,000 円 を増額しております。保育園及び保育所等で使用する給食食材の価格高騰に対しては、6 月補正で食材費値上げ相当額分を予算計上して対応したところですが、その後も価格高騰、物価指数も上昇を続けており、また新たに食材の値上げも予想されています。年度途中から価格高騰分の給食費値上げは保護者の負担増となることから、保護者の負担軽減を図るとともに、民間保育園等の安定した運営を援助するため、食材費の値上げ相当額分を計上するものです。

次に、26ページを御覧ください。 3 項、生活保護費です。生活保護事務に関する経費は、生活保護システム改修委託料 101万円を増額しております。これは、令和6年4月分からの被保護者調査に関する調査項目の追加に対応するため、生活保護システムの改修を行うものであります。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の50万4,000円を増額しております。

続きまして、生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い、扶助費 6,600 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金4分の3の4,950 万円を増額しております。

以上、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第9号)における福祉部所 管分についてご説明申し上げました。

○まちづくり振興部長(野口 昇君) まちづくり振興部、野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。初めに、歳入から御説明します。補正予算書 12 ページを御覧ください。19 款、繰入金、2項、基金繰入金の森林環境譲与税基金繰入金は、市内西部地区を中心に病害虫カシノナガキクイムシによる樹木の枯死等ナラ枯れが確認されていることから、市有地に所在する被害木への対応に要する経費 997 万 6,000 円のうち、653 万円を森林環境譲与税基金で対応するため繰入れするものです。

次に、歳出について、補正予算書 28 ページをお願いします。 4 款、衛生費、 2 項、清掃費の合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 249 万 6,000 円を増額しております。生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換等に対して補助金を交付するもので、くみ取り便槽撤去及び宅内配管工事費用が補助対象となったことから、当初見込みよりも合併処理浄化槽に転換する方の申請が増加したため、増額補正するものです。この事業に係る歳入として、補正予算書 11 ページ、15 款、国庫支出金、 2 項、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金 83 万 2,000 円と、同ページ下段の 16 款、県支出金、 2 項、県補助金の合併処理浄化槽設置事業費補助金 95 万円を計上しております。

次に、補正予算書29ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費の水田農業構造改革

対策に要する経費 1,206 万円を増額しております。米の転作を推進するため、農業再生協議会が設定した生産数量目標を達成した生産者に対し、実施面積に応じて補助金を交付しております。特に飼料米への転換が大幅に増加したことに伴い、増額補正するものです。

次に、補正予算書 30 ページ、6 款、商工費、1項、商工費のわくわく取手生活実現事業に要する経費 596 万 8,000 円を増額するものです。東京 23 区または東京圏から市内に移住して、就業・起業またはテレワークのいずれかの要件を満たした方に、茨城県と共同で移住支援金を交付しておりますが、申請者が増加し不足額が見込まれるため、増額補正しております。この事業に係る歳入は、補正予算書 11 ページ、16 款、県支出金、2項、県補助金のわくわく茨城生活実現事業補助金として、4分の3の県支出分447万6,000円を計上しております。

以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。よろしくお願いいたします。

○建設部長(前野 拓君) 建設部の前野です。建設部所管の補正予算につきまして、御説明いたします。最初に、歳入予算になります。補正予算書 12 ページ上段を御覧ください。17 款、財産収入、2 項、財産売払収入、2 目、物品売払収入、物品売払収入として138 万円計上しております。内容につきましては、公園内の除草作業を行った際に集草した枯草を運搬するために使用していたじんかい車、いわゆるパッカー車は、購入から12年が経過し老朽化が著しいことから、新規リース車両との入替えを機に処分する運びとなりました。処分方法につきましては、当該車両は特殊車両であることから売却も視野に検討を進め、官公庁オークションに出品し売却を試みることになりました。参加者 11 者による入札の結果、予定価格を上回る138 万円で落札し、落札者への売却が確定したことから、物品売払収入として138 万円を歳入予算として計上するものです。歳入予算の説明につきましては以上です。

続きまして、歳出です。補正予算書 32 ページ中段を御覧ください。 7 款、土木費、 2 項、道路橋りょう費、20 道路維持補修に要する経費、道路清掃委託料 1,405 万 7,000 円増額しております。台風や集中豪雨の際に道路側溝に土砂や落ち葉などが堆積し、流れを阻害することで道路冠水の発生が想定される箇所につきましては、降雨前に予防措置として側溝清掃を実施しております。また、日常的な維持管理業務として、側溝内の土砂の撤去など清掃を実施しているところですが、自治会や市民の方などからの側溝清掃に関する要望が多く寄せられて対応をしたことから、今後、予算不足により側溝清掃が実施できなくなることが見込まれるため、道路清掃委託料として 1,405 万 7,000 円増額をしております。

続きまして、補正予算書 33 ページ下段を御覧ください。 3 項、都市計画費、20、排水路の維持管理に要する経費、修繕料 552 万 2,000 円増額しております。 J A とりで総合医療センターの北東に位置する本郷雨水幹線の流末である相野谷川との接合部分に設置されている菅田橋排水ポンプ 2 台のうち 1 台がポンプの老朽化に伴う部品の故障により運転不能となっていることから、当該ポンプの交換を行うものです。また、宮和田ときわ台第 3 公園排水ポンプは、金属製の配管がさびにより破損したことから、排水機能に影響が生じたため配管の交換を行うものです。 2 か所の排水ポンプの修繕料として 552 万 2,000 円増

額しております。

続きまして、補正予算書34ページ上段です。3項、都市計画費、21、緑地等管理に要する経費、ナラ枯れの対策として樹木病害虫被害対応業務委託料304万7,000円を計上しております。ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという昆虫を介して、主にナラ類やシイ・カシ類の樹木を枯れさせてしまう伝染病で、令和4年12月の補正予算におきましても、あけぼの市民緑地の35本の樹木について、伐採や消毒などに要する経費を計上し対策を行ってまいりました。今年度も10月に調査を実施したところ、あけぼの市民緑地、山の坊市民緑地、大山緑地の3つの緑地において、合計23本の樹木でカシノナガキクイムシによると思われる穿孔穴とそれに伴う木くずが確認されております。被害木につきましては、昨年同様、枯れている樹木は伐採を行い、枯れていない樹木は表面を消毒した後にシートをかぶせ、被害の拡散を防ぐための保全措置を講じてまいります。なお当該事業の財源といたしまして、森林環境譲与税基金213万円を充当いたします。基金の歳入につきましては、補正予算書12ページ中段、19款、繰入金に記載されております。

最後に、補正予算書 34 ページ中段を御覧ください。27、公園維持管理に要する経費、樹木病害虫被害対応業務委託料として 119 万 9,000 円を計上しております。こちらにつきましても、さきに述べた内容と同様で、市内公園に発生したナラ枯れ被害樹木の対策を行うための費用です。こちらも令和4年度、4つの公園で合計 45 本の樹木について伐採や消毒などの対策を行ってまいりました。今年度も 10 月に公園を調査したところ、とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園、ゆめみ野公園の 3 つの公園で計 19 本の被害が確認されております。伐採処理のほか、表面を消毒した後にシートをかぶせ、保全措置を講じるなど対応を進めてまいります。こちらの事業の財源としましても、森林環境譲与税基金 83 万円が充当されております。基金の歳入につきましては先ほどと同じく、補正予算書 12 ページ中段、19 款、繰入金に記載されております。

建設部所管の補正予算は以上となります。

○消防長(岡田直紀君) 続きまして消防本部、岡田からは、消防本部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書 36 ページ上段を御覧ください。8款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費、職員の福利厚生に要する経費につきましては、令和6年度採用職員男性6名が4月1日から勤務をするために必要な制服や活動服などの被服一式を購入し、貸与するために341万5,000円を増額するものです。

次に、その下段の2目、救急業務費、救急業務に要する経費につきましては、令和元年 以降、消防では感染対策を強化し、救急業務において各種感染症傷病者を医療機関へ搬送 する際、救急隊員や他者への感染拡大を防ぐため、新型コロナウイルス感染症傷病者や疑 似傷病者を医療機関へ搬送後は、着用していた感染防止衣等を脱衣して廃棄するとともに、 使用した使い捨て型の資機材についても同様に廃棄しており、新型コロナウイルス感染症 が5類に移行となっても感染リスクは変わらずにあるため、コロナ禍同様に廃棄しており、 不足することのないよう感染防止衣などの消耗品並びに使い捨て型の資機材を購入するた め、670万9,000円を増額するものです。また、その下の備品購入費は、吉田救急1号車 に搭載している半自動除細動器の保守期間の終了に伴い、故障などの不具合が生じた際に 修繕が不可能となることから、救急業務において市民に影響がないよう、後継機種の保守 対象である半自動除細動器を購入するため 379 万 5,000 円を増額するものです。

消防本部からは以上です。

○教育部長(井橋貞夫君) 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の補正予算についてご説明申し上げます。まず、補正予算書 11 ページ、16 款、県支出金、2項、県補助金、7目、教育費県補助金は、教育費補助金の地域の教育支援体制等構築事業費補助金 213 万4,000 円となります。今年度、学校運営協議会を実施している学校において、学校に地域学校協働活動推進員を雇用することにより、国県の補助事業として3分の2の補助金が出るため、実施7校分について、令和5年10月11日付にて交付決定となったため、補正するものです。

続きまして、補正予算書 37 ページ、9 款、教育費、1 項、教育総務費、4 目、教育研究指導費、教育振興に要する経費 4,457 万 4,000 円の増となります。令和6 年度に小学校全教科の教科書が全面改訂されるため、小学校教師用デジタル教科書、教師用指導書、教師用教科書を購入するものです。児童の学力向上及び学習指導の充実を図るため、教員による授業準備のための教材研究や研修が不可欠であり、授業及び教材研究に資する教師用デジタル教科書や教師用指導書を令和5 年度中に購入し、新年度からの学習指導の工夫・改善に役立てるものです。小学校の教科書については4年ごとに改訂され、児童用の教科書については国において無償供与されますが、教師用については無償供与の対象でないため必要となるものです。

次に、38ページになります。9款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、小学校管理に要する経費780万2,000円の増となります。小学校において、支援を必要とする児童数が当初の想定より多いため、教育補助員の報酬を増額するものです。

その下に移りまして、10 節、需用費、小学校費の保健衛生に要する経費につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校の感染症の影響を最小限に止めつつ教育活動を継続するための支援を行う経費となります。財源内訳につきましては、事業費の2分の1が歳入として補正予算書11ページ中段にあります、学校保健特別対策事業費補助金314万2,000円となっております。主な内容としましては、国の基準である児童数に応じての配当を行い、学校が効果的な換気対策を取り組む際に必要となる備品の購入や感染症対策用物品等の購入を支援するなど、感染症等の影響を最小限に止めつつ教育活動の継続を維持するため、必要と経費として628万5,000円を補正するものです。

続きまして、38ページの一番下から39ページにかけまして、9款、教育費、2項、小学校費、4目、学校給食費、小学校費の給食運営に要する経費となります。本件につきましては、給食に使用する食材等の価格が高騰する中、市立小学校における給食費の価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、給食費高騰額の相当額を賄材料費として、自校方式小学校8校分214万8,000円を増額補正するものです。

続きまして、39ページ下段、9款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費、中学校の保健衛生に要する経費につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校の感染症の影響を最小限に止めつつ教育活動を継続するために支援を行う経費と

なります。こちらも財源内訳としまして、事業費の2分の1が歳入として補正予算書11ページ中段にございます、学校保健特別対策事業費144万5,000円となっております。

続きまして 40 ページ、9 款、教育費、3 項、中学校費、4 目、学校給食費、中学校費の給食運営に要する経費となります。本件につきましては、給食に使用します食材等の価格が高騰する中、市立中学校における給食費の価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰額の相当額を賄材料費として、自校式中学校4校分、119 万 6,000 円を増額補正するものです。

続きまして、42ページ中段になります。9款、教育費、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費、体育・スポーツ振興に要する経費は、各種大会出場奨励金としまして75万円を増額しております。内容としましては、予選会・選考会等の選抜手続を経て、国際大会・全国大会・関東大会に出場する個人・団体に対するスポーツ大会出場奨励金となります。

最後に、43ページ、9款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食センター費、 学校給食センター運営に要する経費となります。本件につきましては、給食に使用する食 材等の価格が高騰する中、市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の 増大を防ぐため、食材費高騰額の相当額を賄材料費として、給食センター方式、小中学校 8校分132万8,000円を増額補正するものです。

歳入歳出予算に関する説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申 し上げます。

〇財政部長(田中英樹君) 続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。 議案書では5ページから8ページにかけて掲載されております。こちらにつきましては、 資料としまして、令和5年度12月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、 そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。

初めに、財政部所管から御説明いたします。資料の1ページ下段の7番、取手庁舎管理業務委託です。こちらは、取手庁舎の本庁舎・新庁舎及び議会棟について、清掃管理・機械設備や環境衛生等の維持管理を行うものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は2,708万円です。

次に、資料2ページの8番、取手庁舎夜間警備業務委託です。こちらは、取手庁舎の夜間警備に加え、外線電話の対応や婚姻届などの各種届出の受領などを行うものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は778万8,000円です。

次に9番、市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託です。こちらは、市役所の電話交換や庁舎内放送などを行う電話交換業務と、来庁者を所管課等へ御案内する総合案内業務です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は1,815万円です。

次に10番、電話発着信履歴検索装置使用料です。こちらは、外線電話の発着信の履歴 を記録し検索できるようにするための機械使用料です。期間は令和5年度から11年度ま で、限度額は173万1,000円です。

次に11番、市バス等運転業務委託です。こちらは、市が所有するバス2台と議長車、合わせて3台の運転業務について、必要に応じて運転代行業務を委託するものです。期間

は令和5年度から6年度まで、限度額は420万2,000円です。

次に、3ページを御覧ください。16番、市税収納業務取扱手数料です。こちらは、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで市税を収納するための取扱手数料及び基本料金です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は市税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額です。

次に17番、固定資産評価システム業務委託です。こちらは令和9年度の固定資産税の評価替えに向けたデータ更新や検証などの業務を委託するものです。期間は令和5年度から8年度まで、限度額は9,050万8,000円です。

次に、公用車リース料のうち財政部所管を御説明いたします。資料 11 ページの公用車リース料(令和5年度その3)の内訳を御覧ください。1番から6番まで、合計6台の車両につきましてリース期間の満了に伴い、車両の状態や走行距離に応じて新規リースまたは再リースを行うため、令和6年度から14年度までのそれぞれのリース期間で債務負担行為を設定するものです。

財政部所管は以上です。

〇議会事務局長(吉田文彦君) 議会事務局、吉田です。続きまして、債務負担行為資料の1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。議会費関係の債務負担行為につきましてご説明申し上げます。まず、ナンバー3、議会電子書棚及び電子採決システム使用料です。こちらは、議会において、令和2年度から協定に基づき無償で使用しておりました電子書棚及び電子採決システムにつきまして、令和6年度から有償にて3年間の継続使用を行うため、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和8年度までで、限度額につきましては297万円でございます。

続いて、ナンバー4、議会会議録作成支援システム保守点検業務委託、ナンバー5、議会会議録検索システム使用料の2件です。いずれも令和6年3月31日をもって契約期間が満了となり、再契約を行うため債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和6年度までで、限度額につきましては記載のとおりでございます。

議会費関係は以上です。

〇政策推進部長(齋藤嘉彦君) 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管の債務負担行為補正について、御説明いたします。資料の1ページ、6番の広報印刷業務委託でございます。毎月1日と15日の年24回発行しております広報とりでの印刷業務を委託するものです。限度額は985万1,000円でございます。

次に、資料6ページをお開きください。40番の取手音楽の日事業業務委託でございます。本年度同様、春と秋の二部制にて、取手ジャズフェスティバルを開催する予定です。 春の第一部につきましては5月に予定しており、企画・運営、出演者との調整等が必要なため債務負担行為を設定するものです。限度額は320万円でございます。

私からは以上です。

〇総務部長(鈴木文江君) 続きまして、総務部所管の債務負担行為について説明いたします。債務負担行為補正一覧資料ナンバー12から14、藤代庁舎の管理業務に関する3件につきまして説明いたします。まず、ナンバー12、藤代庁舎管理業務委託で限度額は866

万1,000 円です。こちらは庁舎の空調設備の保守点検業務及び環境衛生管理を委託するものです。次に、ナンバー13、藤代庁舎夜間警備業務委託で、限度額は642 万4,000 円です。こちらは庁舎閉庁時の17時15分から翌朝8時40分までの夜間警備を委託するものです。次に、ナンバー14、藤代庁舎清掃管理業務委託で限度額は600万円です。こちらは庁舎内共有部分の清掃と敷地内の清掃業務を委託するものです。以上、3件の期間は全て令和5年度から令和6年度までとなります。

続きまして、ナンバー15、サイクルステーションとりで管理業務委託で、限度額は4,399万6,000円です。取手駅西口にあります自転車駐車場サイクルステーションとりでの管理業務を委託するもので、委託内容は建物施設管理及び受付業務となります。期間は令和5年度から令和6年度までとなります。

続きまして、ナンバー18、マイナンバーカードオンライン窓口業務委託で、限度額は874万8,000円です。本業務につきましては、スマートフォン等を所持していない住民への健康保険証及び公金振込口座ひもづけの補助とマイナンバーカード申請補助を行うため、市民課と藤代総合窓口課の窓口に設置するタブレット端末2台分の委託料を令和6年4月1日からも継続するに当たり、事前に契約などの準備が必要になるため債務負担行為の設定を行います。期間は令和5年度から令和6年度までとなります。

総務部所管については以上となります。

〇福祉部長(彦坂 哲君) 福祉部、彦坂です。続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。 3 ページを御覧ください。19 番、保育所業務支援システム業務委託、限度額 660 万円です。児童の登降園管理や日誌・成長記録等をシステムで管理するためのシステム管理会社との委託で、令和 5 年度から令和 10 年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

次に、4ページを御覧ください。20番、保育所機械警備業務委託、限度額185万円です。保育士が安心して児童を保育できる環境を提供するため、夜間の機械警備及び非常通報システムを各保育所に設置するもので、令和5年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

続きまして 21 番、保育所(井野なないろ・久賀)給食調理業務委託、限度額 9,869 万 1,000 円です。井野なないろ保育所・久賀保育所の調理業務の委託で、令和 5 年度から令和 7 年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

続きまして、22番、戸頭地域子育で支援センター清掃業務委託、限度額 67 万円です。 支援センターの衛生的な環境を持続的に確保するため清掃管理を行うもので、令和 5 年度 から令和 6 年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

次に、12ページの事務用機器使用料の内訳を御覧ください。1番、社会福祉課ファクシミリ1台、限度額31万5,000円です。福祉部用のファクシミリ1台を5年間リース契約するための使用料で、令和5年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

福祉部所管については以上となります。

○健康増進部長(渡来真一君) 健康増進部、渡来です。健康増進部所管の債務負担行為

補正について、御説明いたします。資料4ページ、ナンバー23を御覧ください。妊産婦・子育て女性の運動教室運営業務委託です。期間は令和5年度から6年度までとなっております。限度額は56万9,000円です。令和5年度現在も実施している運動教室を令和6年4月以降も継続して実施するため、4月・5月の2か月分の運動教室運営業務委託費の債務負担行為を設定するものです。

健康増進部所管につきましては以上となります。

○まちづくり振興部長(野口 昇君) 続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。債務負担行為補正資料4ページ、24番の取手駅西口及び藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託は、取手駅西口・藤代駅南口に設置している公衆トイレ及び喫煙施設の清掃業務の債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和6年度までで、限度額545万6,000円になります。

次に資料11ページ、公用車リース料(令和5年度その3)の内訳、7番と8番になります。環境対策課で使用しています公用車について2か年の再リースを行うため、債務負担行為を設定するものです。7番の公用車のリース期間は令和6年5月1日から令和8年4月30日までで限度額39万7,000円、8番の公用車のリース期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までで限度額37万4,000円になります。以上になります。

〇建設部長(前野 拓君) 建設部の前野です。建設部所管を御説明いたします。資料4ページ下段の25番、浸水検知システム管理業務委託です。現在、双葉地区5か所に浸水検知センサーの設置を進めているところですが、令和6年4月1日より本格的に運用することから、当該検知システム維持管理を行うものです。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は38万6,000円となっております。

次に資料5ページ、26番、取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・歩行者デッキ 清掃業務委託です。当該箇所における清掃作業を行うものです。期間は令和5年度から令 和6年度まで、限度額は1,287万円です。

続いて、27番、藤代駅自由通路等清掃業務委託です。当該箇所における清掃作業を行 うものです。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は132万円です。

次に29番、北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託です。当該緑地の清掃作業のほか巡視点検を行うものです。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は364万7,000円です。

続きまして、公用車リース料のうち建設部所管を御説明いたします。資料は11ページ、公用車リース料(令和5年度その3)の内訳、9番、管理課、ハイゼットカーゴ1台となっております。現在使用している車両のリース期間は、初年度登録から8年を迎える令和6年7月31日をもって満了することから、車両の入替えに伴い、新たに令和6年8月1日から8年間のリース期間で、限度額232万円の債務負担行為の設定を行うものです。

最後に、事務用機器使用料のうち、建設部所管分を御説明いたします。資料 12 ページ、事務用機器使用料(令和5年度その3)の内訳を御覧ください。2番、道路建設課、A0プリンターは、図面作成CADシステムの出力用プリンターとして使用されており、令和6年4月30日にリース期間が満了することから、令和6年5月1日から令和11年4月30

日までとする5年間のリース期間で、限度額451万6,000円の債務負担行為の設定を行うものです。

建設部所管は以上となります。

〇都市整備部長(浅野和生君) 都市整備部、浅野です。続きまして、都市計画課所管についてご説明申し上げます。債務負担行為補正の説明資料は5ページ、28番、分庁舎清掃管理業務委託でございます。限度額は56万9,000円でございます。こちらにつきましては、新年度当初から業務が始まるということで、年度内にその準備行為が必要となることから債務負担行為を設定するものでございます。

都市計画課所管は以上となります。

○消防長(岡田直紀君) 消防本部の岡田です。消防本部所管の債務負担行為について説明いたします。資料5ページ、30番、防火衣リースでございます。こちらは、災害現場などで消防職員が着用する防火服などの個人防護装備について、今年度でリース契約が満了となる6名分の更新、及び令和6年度から消防職員採用となる9名分、合わせて15名分のリース契約をするものでございます。期間は令和5年度から令和12年度まで、限度額は568万4,000円でございます。

続きまして31番、消防庁舎清掃管理業務委託でございます。こちらは、消防庁舎の年 1回の定期清掃と、年6回の厨房オイルトラップ清掃に係る業務を委託するものでござい ます。期間については令和5年度から令和6年度まで、限度額は198万円でございます。 以上で、消防本部所管の説明を終わります。

○教育部長(井橋貞夫君) 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の債務負担行為について、ご説明申し上げます。資料5ページ下段の32番、小中学校基本ソフトウエア使用料となります。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は583万円となります。令和6年4月から、学校や教育委員会において本ソフトウエアを使用するため、ライセンス契約の準備行為を行うため債務負担行為を設定するものです。

続きまして、33番、ICT活用教育支援スタッフ業務委託です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は2,803万1,000円となります。令和6年4月から学校において本業務委託を行うに当たり、契約の準備行為を行うため設定するものです。

続きまして、34番、校務用パソコン使用料です。期間は令和5年度から12年度までとなります。限度額は2億4,480万円となります。令和6年9月に端末の更新を予定しており、契約の準備行為を行うため設定するものです。

続きまして、35番、採点支援システム使用料です。期間は令和5年度から6年度までとなります。限度額は75万9,000円です。令和6年4月から各中学校において本システムを使用するに当たり、ライセンス契約の準備行為を行うため設定するものです。

続きまして、36番、小学校外線電話機使用料です。期間は令和5年度から13年度まで となります。限度額は923万3,000円です。令和6年9月に電話機の更新を予定しており、 契約の準備行為を行うため設定するものです。

続きまして、37番、小学校給食調理業務委託です。期間は令和5年度から7年度までです。限度額1億8,977万2,000円です。内容は、小学校5校分の給食調理業務を委託す

るものです。

続きまして38番、中学校外線電話機使用料です。期間は令和5年度から13年度まで、限度額は430万5,000円となります。令和6年9月に電話機の更新を予定しており、契約の準備行為を行うため設定するものです。

続きまして 39 番、中学校給食調理業務委託です。期間は令和 5 年度から 7 年度まで、 限度額は 1 億 1,408 万 4,000 円となります。内容は、中学校 3 校分の給食調理業務を委託 するものです。

続きまして、7ページになります。41番、IT基礎技術講習会用パソコン使用料です。 藤代、井野、寺原、白山、永山、戸頭公民館で使用しておりますパソコンにつきまして、 平成30年度からリースしておりましたが、期間満了に伴い、老朽化により使用に支障を 来していることから、新規リースを行うものです。期間は令和5年度から令和12年度ま でとなります。限度額1,782万1,000円となります。

次に 42 番、放課後子どもクラブ緊急通報システム使用料です。期間は令和 5 年度から 10 年度まで、限度額 480 万 5,000 円です。内容は、放課後子どもクラブの緊急通報システムが令和 6 年 3 月 31 日をもって契約満了となることから、引き続き 5 年間の使用料を設定するものです。

続きまして43番、放課後子どもクラブ運営業務委託です。期間は令和5年度から9年度まで、限度額2億2,101万5,000円となります。内容は、放課後子どもクラブ3校分、取手東小学校・高井小学校・藤代小学校の運営業務が令和6年9月30日をもって契約満了となることから、引き続き3年間の業務委託料を設定するものです。

続きまして、44番、取手図書館・ふじしろ図書館清掃管理業務委託です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は645万6,000円となります。令和6年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うため債務負担行為を追加するものです。内容は、取手・ふじしろ図書館の日常清掃や定期清掃を行うものです。

続きまして 45 番、本陣一般公開管理業務委託です。委託内容は旧取手宿本陣の公開日であります金曜日・土曜日・日曜日に、来館者受付や清掃業務を派遣委託するものです。 期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 454 万 9,000 円となります。

続きまして 46 番、藤代スポーツセンター施設管理業務委託です。期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 368 万 7,000 円となります。内容としまして、藤代スポーツセンター屋外施設の管理、除草作業業務を行うものです。

続きまして 47 番、藤代スポーツセンター屋外施設管理業務委託です。期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 536 万 8,000 円となります。内容としまして、藤代スポーツセンター野球場、多目的グラウンド、ピクニック広場等の芝生土壌処理剤及び除草剤散布、テニスコートの清掃、人工芝用砂散布作業の業務を行うものです。

続きまして 48 番、藤代スポーツセンター総合体育館設備保守・清掃業務委託です。期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 1,144 万 9,000 円となります。内容としまして、藤代スポーツセンターの夜間警備業務、受付、清掃業務、各設備機器等管理保守点検業務を行うものです。

続きまして 49 番、藤代スポーツセンター庭園管理業務委託です。期間は令和 5 年度から 6 年度まで、限度額は 842 万 6,000 円となります。内容としまして、野球場、多目的グラウンド、ピクニック広場、エントランス等の草刈り業務、草処分等を行うものです。

続きまして 50 番、藤代武道場管理業務委託となります。期間は令和 5 年度から 6 年度 まで、限度額は 547 万 9,000 円となります。内容としまして、藤代武道場の受付、清掃業 務を行うものです。

続きまして51番、学校給食センター賄材料費(令和6年4月分)です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は1,034万9,000円となります。4月の給食開始に伴う契約の準備行為を行うため、4月分のみ債務負担行為を設定するものです。

続きまして 52 番、給食運搬業務委託です。期間は令和 5 年度から 10 年度まで、限度額は 8,167 万 5,000 円となります。内容としまして、学校給食センターで調理した給食を旧藤代地区の小学校 6 校、中学校 2 校及び幼稚園 1 園に配送・回収する業務を委託するものです。

続きまして、資料11ページ、公用車リース料(令和5年度その3)の10番は、現在使用中のリース契約満了に伴い新規リースを契約するものです。新規リース契約期間は8年間で、期間は令和6年度から14年――令和14年度までとなります。限度額は214万5,000円です。

最後に、資料 12 ページ、事務用機器使用料(令和 5 年度その 3)の 3 番、生涯学習課所管の複合機です。小文間・白山・寺原・戸頭・相馬・相馬南・久賀公民館の機種を 3 回再リースしておりましたが、老朽化により保守点検が困難なため新規リースを行うものです。期間は令和 5 年度から令和 10 年度まで、限度額は 737 万円となります。

教育委員会所管の債務負担行為の説明は以上となります。

〇財政部長(田中英樹君) 財政部、田中です。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、9ページを御覧ください。第3表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしました、自転車駐車場整備事業債の減額に伴い、当該地方債を廃止するものです。

以上が、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第9号)の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきましては、担当部長より御説明いたします。 **〇都市整備部長(浅野和生君)** 都市整備部、浅野です。議案第 61 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明申し上げます。それでは、議案書 2 ページ、令和 5 年度 12 月補正債務負担行為補正資料 9 ページをお開きください。本件につきましては、工事の設計積算などに使用する CADシステム使用料、土木積算システム使用料及び保守点検委託料について、債務負担行為の追加設定をするものです。 CADシステム使用料は、これまで使用していた CADソフトのライセンスが切れてしまったことから、新たにパソコンを含めた一式をリースするものでございます。土木積算システム使用料及び保守点検委託料は、今年度でリース期間が満了するため、新たにリース契約を結ぶものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

〇健康増進部長(渡来真一君) 健康増進部、渡来です。私からは、議案第62号及び議案第63号を続けて御説明させていただきます。まず議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を減額し、予算総額を112億4,794万3,000円とするものです。まず、歳入について御説明いたします。補正予算書4ページを御覧ください。上段、6款、繰入金、1項、他会計繰入金、職員給与費等繰入金580万円を減額するものです。これは、給与改定及び現員現給の調整に伴う減額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。同じく補正予算書4ページ下段、1款、 総務費、1項、総務管理費、一般職人件費については、歳入で御説明しました職員給与費 等繰入金と同額を計上するものです。

続きまして、補正予算書5ページを御覧ください。2項、徴税費、一般職人件費については、事業費としての増減はございませんが、事業内で金額の変更が生じたものになります。

ページ戻りまして、補正予算書2ページ下段を御覧ください。第2表、債務負担行為について御説明いたします。まず、国民健康保険税収納業務取扱手数料です。これは、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで市税を収納するための取扱手数料です。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は、国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額です。

次に、集団健診予約管理業務委託(令和6年度)です。これは、国民健康保険の被保険者が集団健診を受診する際の電話またはウェブによる予約管理業務委託となります。期間は令和5年度から令和6年度です。受診者の利便性向上を目的に、希望調査票の発送・処理業務を円滑に実施するため、令和5年度中に業務委託契約締結を行います。限度額は、集団健診予約管理業務委託に係る予約受付1件当たりの単価に予約受付件数を乗じて得た額です。

議案第62号につきましては以上となります。

引き続きまして、議案第63号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,259万7,000円を増額し、予算総額を35億7,574万6,000円とするものです。まず、歳入について御説明いたします。補正予算書4ページを御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、事務費繰入金285万5,000円を減額するものです。これは、一般会計補正予算で御説明した、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金について、令和5年度分が決定したことによるものです。同じく職員給与費等繰入金400万円を減額するものです。これは、給与改定及び現員現給の調整に伴う減額となります。

続きまして中段、5款、諸収入、2項、償還金及び還付加算金、保険料還付金20万円を増額するものです。これは、過年度に遡る保険料の減額更正に伴う還付金額が当初の見込みより増額したものになります。

続きまして下段、4項、雑入、医療給付費納付金返還金、3,925万2,000円を計上する

ものです。これは、令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより過納額が発生し、茨城県後期高齢者医療広域連合より返還されるものとなっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。5ページ、1款、総務費、<mark>1項</mark>、総務管理費、一般職人件費については、歳入で御説明した職員給与費等繰入金と同額を計上するものです。同じく後期高齢者医療事務に要する経費についても、歳入で御説明した事務費繰入金と同額を計上するものです。

続きまして、5ページ下段から6ページを御覧ください。3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、保険料還付金20万円を増額するものです。これは、歳入で御説明しました過年度に遡る保険料の減額更正に伴う還付金額が当初の見込みより増額したことによるものになります。

同じく6ページ下段、2項、繰出金、後期高齢者医療一般会計繰出金、3,925万2,000円を増額するものです。これは、歳入で御説明しました医療給付費納付金返還金と同額を計上するものになります。

ページ戻りまして、3ページ上段を御覧ください。第2表、債務負担行為補正について、 御説明いたします。まず、集団健診予約管理業務委託(令和6年度)です。これは、後期 高齢者医療制度の被保険者が集団健診を受診する際の電話またはウェブによる予約管理業 務委託となります。期間は令和5年度から令和6年度です。受診者の利便性向上を目的に、 希望調査票の発送・処理業務を円滑に実施するため、令和5年度中に業務委託契約締結を 行います。限度額は、集団健診予約管理業務委託に係る予約受付1件当たりの単価に予約 受付件数を乗じて得た額です。

次に、後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料です。これは、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードで保険料を収納するための取扱手数料です。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は後期高齢者医療保険料収納業務取扱いに係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額です。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

〇福祉部長(彦坂 哲君) 福祉部、彦坂です。議案第64号、令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,277万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億9,401万3,000円とするものです。初めに、歳入についてご説明申し上げます。議案2ページを御覧ください。介護給付費の増加により、3款、国庫支出金4,962万円、4款、支払基金交付金6,809万1,000円、5款、県支出金3,092万3,000円、7款、繰入金1億1,413万6,000円をそれぞれ増額しております。繰入金の内訳は、1項、一般会計繰入金4,424万3,000円、2項、基金繰入金6,989万3,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出につきましては、増額が大きな主なものをご説明申し上げます。議案7ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、一般職人件費は、給与改定及び現員現給の調整により1,250万円を増額しております。

続いて、議案8ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費 を御説明いたします。1目、居宅介護サービス給付費に要する経費は、利用者の増加によ り給付費が当初見込みより増えることが予想されるため、2億1,100万円を増額しております。

続いて、5目、居宅介護住宅改修給付費に要する経費は、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときに支給される介護サービス給付費です。こちらも利用者の増加により、529万7,000円を増額しております。

続いて6目、居宅介護サービス計画給付費に要する経費は、居宅介護支援事業所が要介護認定者に対し、居宅介護サービス計画を作成したときの介護サービス給付費です。こちらも利用者の増加により2,200万円を増額しております。

続いて、10ページ下段を御覧ください。3款、地域支援事業費、1項、介護予防生活支援サービス事業費になります。こちらも利用者の増加により、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費に700万9,000円を増額しております。

続いて3項、包括的支援事業費・任意事業費になります。1目、総務費、一般職人件費は、給与改定及び現員現給の調整により690万円を減額しております。

最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。20ページを御覧ください。公 用車リース料ですが、介護保険事務に使用する公用車のリース料について設定するもので、 期間は令和5年度から令和8年度まで、限度額は41万1,000円となります。

介護保険料収納業務取扱手数料は、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は、 介護保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料 金を加えた額として設定いたします。これは、介護保険料の収納業務を各コンビニエンス ストアに委託するためのものです。

以上で、議案第64号に関する説明を終わります。

これにて議案オンライン説明も終わりとなります。各議案につきまして、よろしく御審 議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(金澤克仁君) 以上で、事前説明が終わりました。ありがとうございました。議案に対する質疑は本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。なお、一般会計補正予算についての質疑は事前通告制です。議案第59号の締切りは11月28日、火曜日、午後1時まで、議案第60号の締切りは12月4日、月曜日、午後1時までとなっていますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上で、オンラインによる議案の説明を終了いたします。執行部の皆さん、ありがとうございました。議員の皆さんもお疲れさまでした。第4回定例会、よろしくお願いいたします。